



市章

彦根市公報

令和4年(2022年)9月1日

第1875号

木曜日

定日発行 毎月1日、15日 2回

目次

○ 規則

- 43 彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例の施行期日を決める規則(スポーツ振興課)..... 2

○ 告示

- 218 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉推進課)..... 2
- 219 指定地域密着型サービス事業者の指定(高齢福祉推進課)..... 2
- 220 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 3
- 221 自転車等の移動および保管(交通対策課)..... 3

○ 公告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 4
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 4
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 5
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(都市計画課)..... 5

○ 監査公表

- 2 定期監査結果..... 5

○ 農業委員会告示

- 9 彦根市農業委員会定期総会の招集..... 13

○ 水道事業告示

- 20 彦根市指定給水装置工事事業者の指定(上下水道総務課)..... 13
- 21 彦根市指定給水装置工事事業者の変更届出書を受理し、指定したもの(上下水道総務課)14

規則

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年8月3日

彦根市長 和田裕行

彦根市規則第43号

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則

彦根市スポーツ・文化交流センターの設置および管理に関する条例(令和2年彦根市条例第42号)の施行期日は、令和4年12月10日とする。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

彦根市告示第218号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者および同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年8月3日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
グループホームえくぼ	彦根市金剛寺町58番地1	株式会社まごころ住宅 代表取締役 藤村 典久	認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知 症対応型共同 生活介護	令和4年 8月1日	2590200248	令和4年8 月1日から 令和10年7 月31日まで

彦根市告示第219号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和4年8月3日

彦根市長 和田裕行

事業所の名称	事業所の所在地	申請者名および代表者氏名	サービスの種類	指定日	事業所番号	有効期限
風蝶木の 実ケイパ ハウス	彦根市極楽 寺町596番 地	社会福祉法 人喜創会 理事長 矩規晶	看護小規模多 機能型居宅介 護	令和4年 8月1日	2590200057	令和4年8 月1日か ら令和10 年7月31 日まで

彦根市告示第220号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第10条の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年8月15日

彦根市長 和田裕行

記

- 移動理由
条例第10条に該当したため
- 移動区域
彦根駅前、南彦根駅前および河瀬駅前自転車等放置禁止区域
- 移動日時
令和4年7月26日午後1時頃
- 保管場所
彦根駅西自転車駐車場2階(彦根市大東町4番8号)
- 保管期間
告示の日から3箇月間
- 返還日および返還時間
 - 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成2年彦根市条例第12号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)とする。
 - 返還時間は、午前9時から午後4時30分までとし、事前に市と協議の上、決定する。
- 返還手続
次のものを持参の上、保管所で返還の申請をする。
 - 自転車等の鍵
 - 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
 - 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)
- 引取りのない場合の措置
保管期間経過後は、市において処分する。
- 問合せ先
彦根市都市建設部交通対策課(電話30-6134)

彦根市告示第221号

彦根市自転車等の放置の防止に関する条例(平成9年彦根市条例第1号。以下「条例」という。)第11条第2項の規定により、下記のとおり自転車等を移動し、保管したので、条例第12条第1項の規定により告示する。

令和4年8月15日

彦根市長 和田裕行

記

- 移動理由
条例第11条第2項に該当したため
- 移動区域

彦根市内の道路、河川および公共の用に供する場所

3 移動日時

- 令和 4 年 7 月 4 日午後 2 時頃
- 令和 4 年 7 月 7 日午後 2 時頃
- 令和 4 年 7 月 11 日午後 2 時頃
- 令和 4 年 7 月 26 日午後 2 時頃
- 令和 4 年 7 月 27 日午後 2 時頃

4 保管場所

彦根駅西自転車駐車場 2 階(彦根市大東町 4 番 8 号)

5 保管期間

告示の日から 3 箇月間

6 返還日時

- 返還日は、月曜日から金曜日まで(彦根市の休日を定める条例(平成 2 年彦根市条例第 12 号)第 1 条第 1 項に規定する市の休日を除く。)とする。
- 返還時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、事前に市と協議の上、決定する。

7 返還手続

事前に交通対策課へ問合せの上、次のものを持参し、保管所で返還の申請をする。

- 自転車等の鍵
- 本人確認ができるもの(運転免許証、学生証、保険証等)
- 返還手数料(返還手数料の額は、条例別表に定めるところによる。)

8 引取りのない場合の措置

保管期間経過後は、市において処分する。

9 問合せ先

彦根市都市建設部交通対策課(電話 30 - 6134 内線 245、246)

公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 8 月 8 日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
(略)	彦根市田附町字国野 132 番 1 および 134 番	456.91 m ²	令和 4.8.8	923

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 4 年 8 月 9 日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者	開発区域の名称	面積	検査済証
-----------	---------	----	------

の住所および氏名			交付年月日	番 号
(略)	彦根市日夏町字三ノ町 670 番 4 および 671 番 2	415.65 m ²	令和 4.8.9	924

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年8月15日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市日夏町字久保田 2951 番 1	487.94 m ²	令和 4.8.15	921

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和4年8月15日

彦根市長 和田裕行

開発許可を受けた者の住所および氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番 号
(略)	彦根市上稲葉町字里中 374 番 2	334.60 m ²	令和 4.8.15	930

監査公表

監査公表第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年8月8日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 中野 正剛

定期監査結果

1 監査の期日および対象

令和3年10月から令和4年6月までに次のとおり実施した。

実地監査

監査期日	監査対象
10月14日*	金城小学校 金城幼稚園 城西小学校 西中学校
10月21日	河瀬出張所 河瀬地区公民館 城南小学校 彦根中学校
10月29日	河瀬小学校 ふたば保育園 人権・福祉交流会館 広野教育集会所
11月9日	稲枝中学校 稲枝東小学校 稲枝東幼稚園
11月19日	高宮幼稚園 高宮小学校 高宮出張所 高宮地域文化センター
11月26日	ライフサービス課 財政課

12月23日	人権政策課 情報政策課 スポーツ振興課 新市民体育センター整備推進室 国スポ・障スポ推進課
1月7日	議会事務局 選挙管理委員会事務局 まちづくり推進課
1月13日	交通対策課 建築住宅課 都市計画課 庄塚公園管理事務所 景観まちなみ課
1月21日*	彦根城博物館 建設管理課 技術管理室 建築指導課
1月31日*	農業委員会事務局 企画課 女性活躍推進室 市街地整備課 稲枝駅西側開発調整室 道路河川課 国・県事業対策室
2月4日*	子ども・若者課 少年センター 子育て支援課 家庭児童相談室 発達支援センター
2月10日*	障害福祉課 障害者福祉センター 社会福祉課 幼児課
2月17日*	医療福祉推進課 医療福祉推進センター 健康推進課 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 休日急病診療所 介護福祉課
2月24日*	シティプロモーション推進課 行政デジタル推進課 市民生活・経済再生支援室
3月28日*	出納室 観光交流課 フィルムコミッション室 保険年金課
3月29日*	契約監理室 生活環境課 公害試験室 ごみ減量・資源化推進室 彦根市消費生活センター 消防本部 消防署
4月5日	図書館 視聴覚ライブラリー
4月8日	文化振興課 彦根市学校給食センター
4月14日	学校ICT推進課 教育総務課 生涯学習課
4月21日	学校教育課 学校支援・人権・いじめ対策課 文化財課 開国記念館 歴史民俗資料室 彦根城世界遺産登録推進室 ひこにゃんブランド推進室 教育研究所
5月11日	危機管理課 総務課 コンプライアンス推進室 公有財産管理課 庁舎耐震化推進室
5月18日	地域経済振興課 農林水産課
5月24日	清掃センター
5月27日	人事課 働き方・業務改革推進課
6月2日	上下水道部(水道事業会計) 上下水道部(下水道事業会計)
6月3日*	市立病院
6月29日	税務課 債権管理課

※ 「*」印の期日は、電子会議室システム「WebEx」を利用して監査を実施した。

書類監査

監査期日	監査対象
10月5日	西保育園 城北小学校 城北幼稚園
10月18日	稲枝支所 稲枝北小学校 稲枝西小学校
10月27日	中央中学校 若葉小学校
11月4日	旭森小学校 東中学校 佐和山幼稚園 佐和山小学校
11月11日	東地区公民館 西地区公民館 彦根幼稚園
11月24日	南地区公民館 農村環境改善センター 亀山出張所 亀山小学校
12月2日	南中学校 城陽小学校 城陽幼稚園
12月8日	城東小学校 東保育園 平田こども園 平田小学校

12月14日	市民交流センター 東山児童館 旭森地区公民館 旭森幼稚園
12月21日	鳥居本出張所 鳥居本地区公民館 鳥居本小学校 鳥居本中学校

※ 監査対象所属は、令和3年度の表記としている。

2 監査の方法

各所属とも、令和3年度各時点における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

なお、監査の実施にあたっては、令和2年12月に定めた「新型コロナウイルス感染症の感染拡大期における監査実施方針」（以下「実施方針」という。）に基づき、実地監査の方法や監査の延期・中止について、滋賀県の「コロナとのつきあい方滋賀プラン」（以下「滋賀プラン」という。）におけるステージまたはレベル（令和3年11月25日から「ステージ判断指標」から「レベル分類」に見直し変更）の状態および本市内の感染状況により判断することとした。

それにより、令和3年10月14日および令和4年1月21日から同年3月29日まで実地監査で行う予定であった定期監査ならびに6月3日の市立病院の定期監査について、電子会議室を利用した監査に変更して実施した。

その他の定期監査については、実施方針に基づき、実地監査または書類監査を実施した。

3 監査の結果

【幼稚園、保育園】

- (1) 補食費や園児用品代等の支払に関して、請求書が添付されていないものや請求書に請求日が記載されていないものが未だ散見される。請求書に基づき支払を行うものであるため、支出根拠書類となる正当な請求書を必ず徴するよう、適正な事務処理に努められたい。
- (2) 業者からの請求書において、請求金額が訂正されたものがあつた。主要となる金額の訂正は認められないことから、正しい請求金額の請求書を徴し、適正な事務処理に努められたい。

【小学校、中学校】

- (1) 理科薬品の管理について、定期的な点検や薬品管理簿等の整備・運用が未だ十分ではない面が散見される。在庫状況が適宜把握できるよう管理職を含め、定期的なチェック体制を構築するとともに、引き続き適正な管理に努められたい。
- (2) 切手等の受払簿について、毎月末の管理職による現物との照合が不十分な例があつた。受払時における複数人での確認を継続し、管理職による確実な残数確認を得ることで、適正な管理を徹底されたい。
- (3) 学年会計等における業者からの請求書において、請求金額が訂正されたものが未だ散見される。主要となる金額の訂正は認められないことから、正しい請求金額の請求書を徴し、適正な事務処理に努められたい。

【人権政策課】

- (1) インターネット上の被差別部落に関する差別事象について、引き続きその状況を把握し、国県を始め関係機関と連携しながら断固とした対応に努められたい。
- (2) 「彦根市パートナーシップ宣誓制度」を施行されたが、制度の周知と性の多様性への理解に向けた啓発の推進を継続するとともに、性に対する悩みのある子どもたちを教育面からも支えられるよう、教育委員会とのさらなる連携強化を図られたい。

【スポーツ振興課、新市民体育センター整備推進室】

コロナ禍でスポーツ振興は滞っている状況ではあるが、国スポ・障スポに向けて生涯スポーツの振興を進めるとともに機運醸成を図り、クラブチームの推進へつなげるなど、スポー

ツを通じた街の活性化が図られるよう取組みを加速されたい。

【選挙管理委員会事務局】

本市の投票率低下の原因を分析するとともに、啓発活動とその効果も検証し、様々な方策の模索と実施をする中で投票率の向上を図られたい。

【まちづくり推進課】

美しい彦根創造事業の地域通貨「彦」に関して、市内の協力店を増加させるために有効な働きかけや新たな利用法を模索するなどの取組みを行い、「彦」がより活用しやすくなることで美しい彦根を創造する行為の活性化に繋がりたい。

【交通対策課】

- (1) 路線バス対策事業に関し、引き続き、赤字補填に係る事業者の経理状況等の検証を行うほか、愛のりタクシーの周知や利用の促進に努められたい。
- (2) 彦根・犬上地区安全運転管理者協会の負担金について、年間の市町負担金に対し繰越金が多くなっている。事業活動がない状況での協会の負担金額や事業計画の見直しをするよう、改善の働きかけをされたい。

【建築住宅課】

空き家バンク制度に関して、啓発チラシや空き家バンクのパンフレットの配布などにより周知を進めることで、確実な利用実績につながる。物件の掘り起こしと併せてさらなる周知・啓発に努められたい。

【都市計画課】

公園整備のために新たに開栓した上水道料金について、水道料金等納入通知書の確認を失念したため支払が遅れる事案が発生している。同様の事案を起さぬよう、早急に内部統制の考え方に基づく事務フローを策定し、適正な事務執行に努められたい。

【景観まちなみ課】

- (1) 彦根城の世界遺産登録に向けた価値保存のため、緩衝地帯における歴史的なまちなみ景観の担保を最優先の課題として取り組まれたい。
- (2) 彦根市屋外広告物許可手数料条例第 6 条の規定により手数料の免除を行っているが、普遍的な公平性を担保するためにも、免除できる場合を規定した内規等の整備を図られたい。

【建設管理課、技術管理室】

- (1) 工事設計に係る積算誤り等による違算の発生防止、また、万一違算発生時には再発防止を図るため、研修や技術的支援の高度化により、さらなる職員意識や技術の向上に努められたい。
- (2) 切手等受払簿において、切手等を使用する都度、複数人による確認を行うとともに、盗難等へのリスクへの備えとして、少なくとも月に一度は所属長による残数確認を行い適正に処理されたい。

【建築指導課】

事故の事前防止につながるよう、ブロック塀等倒壊危険性の周知や改修に係る補助制度の効果的な啓発に取り組まれたい。

【農業委員会事務局】

農業従事者の高齢化と担い手不足は全国的問題である中、女性農業従事者の育成は有効な施策の一つであると考えられる。本市独自での SNS 等を活用した女性農業従事者間のネットワーク構築等について検討されたい。

【企画課】

移住推進に関しては、その後の評価を行う際に必要となる関係人口、交流人口等のデータを蓄積し、それらデータを分析・活用することに留意して進められたい。

【道路河川課】

工事や委託に係る契約書その他関連書類について、業者名漏れや記載誤り等の不備が散見され不適正な状態であったため、今後は適正な事務処理となるよう作成書類の確認を徹底されたい。

【子ども・若者課】

(1) 子どもの貧困対策を含む子ども・若者支援事業に関しては、行政内部での縦割りを排除し、各部署が組織横断的取組を行うほか、継続的に地域の人々や地域の企業にも積極的に働きかけを行い、連携を強化することで、粘り強く支援の拡大を図られたい。

そして、民生児童委員とのネットワークや教育現場とのネットワークも大事にしながら取り組むとともに、学びの年代から離れた以降でもアウトリーチを含めて切れ目のない支援を考慮されたい。

(2) 学区青少年育成協議会補助金に関して、繰越額が市の補助金額を上回っていたり、繰越額と分担金の合計で年間歳出予算を賸るにもかかわらず補助金の概算払いを認めていた状況が一部にある。補助金を支払った先の執行状況と予算等をしっかりと把握し、繰越額の今後の使途を含めて、補助金の支出や概算払いの必要性についても検討されたい。

【少年センター】

滋賀県から委託された事業の歳入処理において、歳入科目誤りがあった。調定作業を行う際には科目等十分確認した上で行うよう留意されたい。

【子育て支援課】

児童扶養手当の不正受給の通報が年々増加傾向にある。事実婚通報により喪失届を提出させる手続きを執られているが、不正受給は許されることではないことを受給開始時に十分周知し、未然防止に取り組まれたい。

【障害福祉課】

医療的ケアを必要とする子どもは全国的にも本市においても増加しており、施設整備と人材確保が急務となっている。中でも人材確保とその育成が大きな課題である。使命感を持った人材を確保するためには専門的教育機関とのパイプを強くして人材を確保することも大切であることから、課題解決に向けた取組みを進められたい。

【社会福祉課】

(1) 民生児童委員に関し、欠員のある地域があり、地域間で格差が生じている。その現状把握と問題解決のため、昨年度アンケート調査を実施し、集計・分析を行ったことから、今後、その結果等を踏まえ、早期に格差解消が図られるよう取組みを引き続き推進されたい。

(2) 生活保護費に係る資金前渡金の精算時期の遅延について、受給者の失踪や連絡不通によるものもあるが、窓口支給額のさらなる縮減方法を模索するなど遅延が長期間にならないよう、また、精算金額が多額にならないよう厳格な管理と合わせて適正に処理されたい。

【幼児課】

待機児童の解消のため、引き続き市立および民間保育所の保育士確保対策についてさらなる検討を深め、実効性を高められたい。

【医療福祉推進課】

(1) 切手受払簿について、昨年度に引き続き使用金額欄が一部空白になっていた。今後は適正な事務処理に努められたい。

- (2) 備品購入費の見積もり合わせやリース契約の入札において、彦根市契約規則第 24 条の契約の確定に規定する期限に依らず、処理日が遅延しているものが複数件あった。今後は、規定内容の確実な把握とともに、彦根市契約規則に則った適正な事務処理に努められたい。
- (3) 金亀体操講座委託料の支払いについて、請求誤りにより戻入処理されているケースがあった。発生要因についての検証は済んでいるが、再発防止策と併せて、誤りが発生したときにも発見可能な対策を講じ、今後適正で正確な執行が確保できるよう努められたい。

【出納室】

- (1) 請求書の電子化については、基幹系業務システムに合わせて内部情報系システム（財務会計システム、文書管理システムを含む）がガバメントシステムへ移行する令和 7 年度までに関係部署と連携して検討を進められたい。
- (2) 業者等への口座振込通知書について、経費節減や業務合理化等の観点からもメール通知等の電子化の検討を進められたい。

【観光交流課】

- (1) コロナ禍における事業実施に関して、単発イベントに頼りすぎない、継続して誘客できるような安心・安全な仕組みづくりを進め、今後を見据えた継続的な情報発信に努められたい。
- (2) 彦根城の世界遺産登録への動きの進捗により機運醸成は急務である。文化財課（彦根城世界遺産登録推進室）や広報戦略課と円滑な連携を進め、市外に向けた宣伝・啓発活動を促進し、誘客面からも市民の機運醸成を図られたい。

【保険年金課】

旅費に関し、旅行後の旅費支出が数か月以上未済のまま経過しているものが複数あった。支出処理の遅延ほか復命書の決裁遅延が原因であるが、復命書に関しては、彦根市職員の服務に関する規程を順守することと併せて、速やかな支出処理に留意されたい。

【契約監理室】

令和 4 年度からの建設工事等に係る入札参加資格申請の県内共同受付や当室業務の一部外部委託化を検討実施し、省力化を図られている。引き続き、本来業務に専念できる体制づくりに努め、入札参加資格者実態調査にも積極的に取り組まれたい。

【消防本部、消防署】

住宅用火災警報器の設置促進について、民生児童委員、自治会を中心に福祉関係部署とも連携し、未設置世帯への設置促進や高齢者および障害者世帯への無料配布等の必要性も含め各関係部署と連携して検討し、弱者救済や火災予防および減災への取組を進められたい。

【図書館、視聴覚ライブラリー】

- (1) 委託業務の契約に関して、彦根市契約規則第 24 条の契約の確定に規定する期限に依らず、処理日が遅延しているものがあった。今後は、規定内容の確実な把握とともに、彦根市契約規則に則った適正な事務処理に努められたい。
- (2) 害虫駆除、消防用設備保守点検および貯水槽清掃業務の委託業務において、当該業務内容に比して、契約期間が長く設定されていた。今後は、業務内容に適した契約期間を設定することについて検討されたい。

【教育総務課】

小中学校における薬品管理に関し、長期間不使用の薬品等の状況把握を行い、令和 3 年度に不用薬品を一括して廃棄したところである。これまで各校の薬品管理に関して不十分な面があったが、今後は定期的な回収廃棄処分を行い、学校現場における管理体制についても

引継ぎやマニュアルの整備・運用等に関し指導促進を図るなど、当課のマネジメントを徹底されたい。

【生涯学習課】

- (1) 放課後児童クラブの各所修繕の契約方法に関して、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による随意契約として、施設の管理上の修繕の緊急性についての理由は記載されているが、当該業者に決定した理由については、客観的な理由の記載がなく不十分である。契約にあたっては入札が原則であり、随意契約は例外的な方法であることを認識した上で、今後の随意契約の執行にあたっては、業者選定や理由について慎重に判断することと併せて説明責任を果たすことに努められたい。
- (2) 委託業務の契約に関して、彦根市契約規則第24条の契約の確定に規定する期限に依らず、処理日が遅延しているものがあつた。今後は、規定内容の確実な把握とともに、彦根市契約規則に則った適正な事務処理に努められたい。

【学校教育課】

切手等受払簿において、切手等を使用する都度、複数人による確認を行うとともに、盗難等のリスクへの備えとして、少なくとも月に一度は所属長を含む複数人による残数確認を行い適正に処理されたい。

【学校支援・人権・いじめ対策課】

事業執行の進め方に対して、予算執行手続きの基本的な流れを十分把握していなかったこと、所属内で報告・連絡・相談が十分実行されなかったことなどにより、執行伺いを作成せずに商品を発注するなど適正な事務処理がなされなかった案件がある。再発防止に向けて、事務手続きの研修と併せて、法令や規則に則った適正な事務執行となるよう職員の意識の醸成にも取り組まれたい。

【文化財課・彦根城世界遺産登録推進室】

- (1) 委託業務の契約に関して、彦根市契約規則第24条の契約の確定に規定する期限に依らず、処理日が遅延しているものがあつた。今後は、規定内容の確実な把握とともに、彦根市契約規則に則った適正な事務処理に努められたい。
- (2) 彦根城の世界遺産登録への動きの進捗により機運醸成は急務である。観光交流課や広報戦略課と円滑な連携を進め、市民や市外に向けた啓発活動等を促進し、さらなる機運醸成を図られたい。

【教育研究所】

- (1) 切手等受払簿において、使用されない月においても、盗難等のリスクへの備えとして、少なくとも月に一度は所属長を含む複数人による残数確認を行い適正に処理されたい。
- (2) オアシス活動費については、現金を鍵のかけられるロッカーに保管されているが、現金を管理する者と鍵を管理する者とは別とし、現金の入出金時には、複数人で確認するとともに、保管期間が長期とならないよう留意されたい。

【危機管理課】

本庁舎への移転業務に際し、業者間でのやり取りが前担当者から引継ぎされていなかったことを要因として機器に不具合が生じた例があつた。今後も同様の事態が起らないよう、課内での情報共有を徹底することはもちろん、業務の相手方との間に当該業務に係る共通認識を持ち、業務を進めることに留意されたい。

【総務課、コンプライアンス推進室】

内部統制については、人事課と連携して早期に内部統制体制を構築し、運用されたい。

【地域経済振興課】

株式会社四番町スクエアの経営状況はコロナ禍の影響を受けたこともあり、危機的状況にある。今後も継続的な支援は必要であるものの、先行き不透明な部分も多くあることから、市としての中長期的な経営改善計画の策定を早急に図られたい。

【農林水産課】

農業集落排水処理施設使用料の基本料金の算定誤りが発覚し、全額還付されている。以前にも使用料算定時にシステムのチェック機能により過誤納が判明した経緯がある。リスクがどこに存在するのか、マニュアルや事務フローの整備を含めて、内部統制によるチェック体制を構築し、再発防止に努められたい。

【人事課】

- (1) 公用車による事故件数は減少しているものの、未だ不注意等による自損事故が複数件発生している。事故発生は公務等の多方面に影響を及ぼすほか、市民の信用失墜にも繋がるため、継続して縮減に努められたい。
- (2) 時間外勤務の削減のための有効な方策として推進している職務記述書やマニュアル作成による引継ぎは、実施が徹底されていない部署もある。働き方・業務改革推進本部の取り組みと合わせ、職務記述書等の促進による時間外勤務の縮減にも引き続き取り組まれたい。
- (3) 内部統制については、コンプライアンス推進室と連携して早期に内部統制体制を構築し、運用されたい。

【働き方・業務改革推進課】

予算執行の合議区分や見積り合わせの基準見直しについて、内部事務の簡素化を検討されているが、この場合、簡素化と職員スキルの向上とを併せて求められるため、事務手続きのミスが発生させないための職員研修の充実についても検討されたい。

【上下水道部】

- (1) 上・下水道使用料等に係る未収金対策については、未納を発生させない仕組みづくりや、発生した場合の早期対応、関係所属との連携および法的措置のほか、関係法令や債権管理条例に基づき、引き続き適正な滞納整理に努められたい。
- (2) 上下水道事業は彦根市役所新庁舎(改築棟含む)の完成により令和 3 年 7 月に市民会館から新庁舎へ事務所機能の移転を行っている。この移転に関し、新庁舎での業務運営に係る光熱水費等のランニングコストを負担しているものの、庁舎整備に係るイニシャルコストについては負担していない状況である。公営企業が事業を行うためにはその執務スペースは必ず必要になるものであり、その執務スペース整備に係る費用も当然独立採算制である企業会計内で賄い、各サービス供給に係るコストとして将来の料金等に転嫁すべきものである。双方の会計の責務や、将来への影響などを含め十分検討の上、適正に対応されたい。

【市立病院】

- (1) 医師に対する時間外勤務の上限規制については適用猶予期間等があるものの、当院医師の長時間労働は顕著である。法令等を遵守し、医師の負担軽減を図りつつ持続可能な医療提供体制を確保するため、「医療従事者負担軽減実施計画」および「勤務医の負担軽減実施計画」に基づき引き続き是正に向けた取組を推進されたい。
- (2) 患者自己負担金に係る未収金対策について、引き続き未納を発生させない仕組みづくりや、発生した場合の早期対応、関係所属等との連携および法的措置のほか、対応が長期化しやすい交通事故などの第三者行為等に係る債権の適正管理を行い、債権管理条例に基づき効率的な滞納整理に努められたい。

【税務課】

窓口等で受領した証明閲覧手数料等を収入処理する際に、科目等を誤って納入通知書を作成しているケースがこれまでからも見受けられ、収入処理後に科目誤りによる振替処理にて訂正を行っている。訂正・振替処理に時間や手間を要することのないよう、出先機関を含め納入通知書作成時に誤りに気付くチェック体制をとるとともに、研修の実施など再発防止に努められたい。

【債権管理課】

市税の収入未済については、従来からの滞納整理に徹底して取り組まれた結果、コロナ禍においても一定の収納率を維持されている。今後も、関係所属と連携し、専門性を高めながら、収入未済額の縮減に努められたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。また、他所属に係る指摘事項についても、関係する自所属の運用等に照らし、再確認を行うなど有効に活用されたい。なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。

農業委員会告示

彦根市農業委員会告示第9号

彦根市農業委員会定期総会を下記のとおり招集する。

令和4年8月3日

彦根市農業委員会

会長 田中 金二

記

- 日時 令和4年8月10日(水) 午後1時30分から午後4時まで
- 場所 彦根市役所5階 会議室5-1、5-2
- 議題
 - 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 彦根市農用地利用集積計画(案)について

水道事業告示

彦根市水道事業告示第20号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成10年彦根市水道部規程第2号)第4条第1項の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者に指定したものは、下記のとおりである。

令和4年8月3日

彦根市長 和田 裕行

記

登録番号	550
氏名または名称	宮元建業株式会社
代表者氏名	代表取締役 宮元 洋史
住所	長浜市新庄馬場町176番地
当該給水区域で給水装置工事の	宮元建業株式会社

事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	長浜市新庄馬場町 176 番地
指定年月日	令和 4 年 7 月 27 日

彦根市水道事業告示 21 号

彦根市指定給水装置工事事業者規程(平成 10 年彦根市水道部規程第 2 号)第 7 条第 1 項第 1 号の規定により、彦根市指定給水装置工事事業者の変更届出書を受理し、指定したものは、下記のとおりである。

令和 4 年 8 月 15 日

彦根市長 和 田 裕 行

記

- 1 登録番号 325
- 2 名 称 今明水道株式会社
- 3 届出事項 事業所の所在地
- 4 変更前 守山市今浜町 5057 番地 2
- 5 変更後 守山市笠原町 953 番地 2